

# 令和6年度税制改正の概要 参考資料

令和5年12月



復興庁

Reconstruction Agency

復興・創生 その先へ

## 1. 復興特区関係

- (1) 特定復興産業集積区域において講じられている被災地の雇用機会の確保等の特例措置の延長等
  - ① 機械等に係る特別償却等の特例措置の延長 … 3
  - ② 被災雇用者等を雇用した場合の税額控除の特例措置の延長 … 4
  - ③ 開発研究用資産に係る特別償却等の特例措置の延長 … 5

## 2. 被災代替資産関係

- (1) 被災代替償却資産に係る固定資産税の特例措置の延長 … 6

## 3. その他

- (1) 被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置 … 7
- (2) 住宅ローン減税の被災者向け措置の借入限度額及び床面積要件の維持 … 8

改正概要

- 機械等に係る特別償却等の特例措置を、適用期限を2年間延長し、令和8年3月31日までとする。

改正後の特例の内容

- 指定を受けた個人事業者又は法人が、特定復興産業集積区域において、令和8年3月31日までの間に取得等し事業の用に供した機械・装置及び建物等について、特別償却又は税額控除ができる。

	特別償却
	R6.4.1～R8.3.31
機械・装置	50% (45%)
建物・構築物	25% (23%)

選択適用



	税額控除
	R6.4.1～R8.3.31
機械・装置	15% (14%)
建物・構築物	8% (7%)

( )内は、令和7年度に取得等した場合。

※ 本特例措置(法第37条)、被災者雇用の税額控除(法第38条)は選択適用。

改正概要

- 被災雇用者等を雇用した場合の税額控除の特例措置を、**適用期限を2年間延長し、令和8年3月31日までとする。**

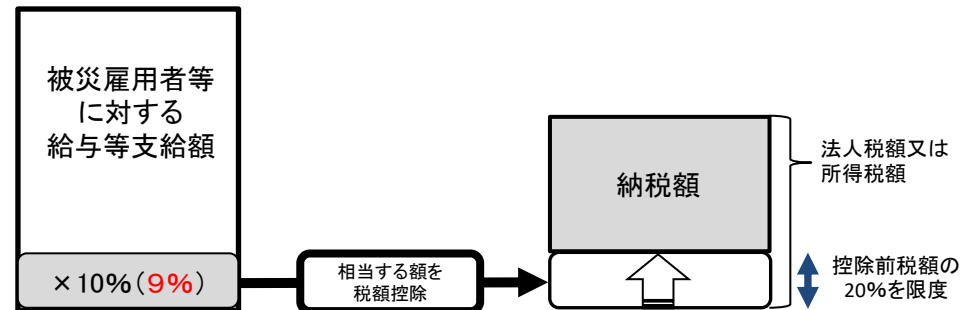
改正後の特例の内容

- **令和8年3月31日までの間に指定を受けた個人事業者又は法人が、指定を受けた日から5年の間の特定復興産業集積区域内の事業所における被災雇用者等<sup>※</sup>に対する給与等支給額の10% (**9%**) を、税額の20%を限度として控除ができる。**

指定日	R6.4.1～R8.3.31
税額控除	10% ( <b>9%</b> )

※ 被災雇用者等は次のいずれかに該当する者。

- ① 平成23年3月11日時点で特定被災区域内の事業所で勤務していた者
- ② 平成23年3月11日時点で特定被災区域内に居住していた者



( )内は、令和7年度に指定を受けた場合。

※ 本特例措置(法第38条)、機械等に係る特別償却等(法第37条)は選択適用。

改正概要

- 開発研究用資産に係る特別償却等の特例措置を、適用期限を2年間延長し、令和8年3月31日までとする。

改正後の特例の内容

- 指定を受けた個人事業者又は法人が、特定復興産業集積区域において、令和8年3月31日までの間に取得等し事業の用に供した開発研究用資産について、特別償却ができる。また、当該特別償却の対象となる開発研究用資産の償却費について、研究開発税制の特別試験研究費とみなして、税額控除ができる。

	特別償却
	R6.4.1～R8.3.31
中小企業者等	50% (45%)
中小企業者等以外	34% (30%)

左記に加え



	税額控除
	R6.4.1～R8.3.31
大学等との共同研究	30%
ベンチャー等との共同研究	25%
その他の者との共同研究等	20%

( )内は、令和7年度に取得等した場合。

## 改正概要

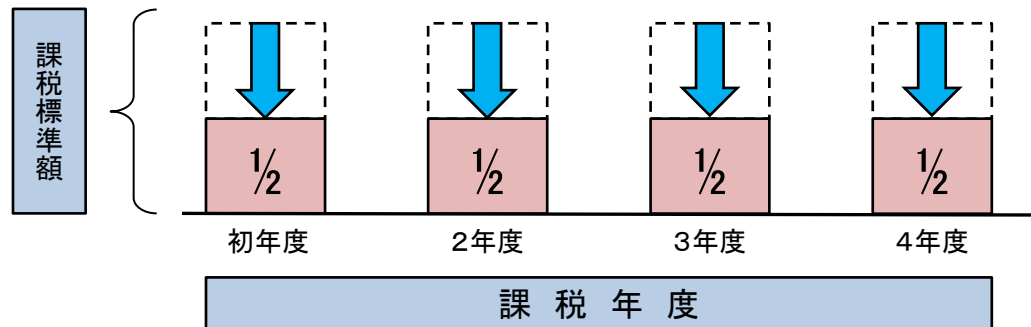
- 被災代替償却資産に係る固定資産税の特例措置の適用期限を2年間延長し、令和8年3月31日までとする。

## 改正後の特例の内容

- 東日本大震災により滅失・損壊した償却資産（被災償却資産）の所有者等が当該被災償却資産に代わる償却資産（被災代替償却資産）を令和8年3月31日までの間に、一定の被災地域内において取得又は改良した場合には、その後4年度分の固定資産税の課税標準を2分の1とする。

## 被災代替償却資産を取得又は改良

取得又は改良後、4年度分の固定資産税の課税標準を1/2



改正概要

- 東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、警戒区域設定指示等の対象区域の被災者のみに対象を限定した上で、引き続き非課税措置。

改正後の特例の内容

- 警戒区域設定指示等の対象区域内に所在する住宅に居住していた者等が警戒区域設定指示等が解除された日以後、一年を経過する日までの間に直系尊属から贈与を受けた住宅取得等資金のうち最大1,500万円までの金額について贈与税を非課税とする。

<参考> 全国一般措置の非課税限度額

贈与税非課税 限度額
---------------

質の高い住宅	一般住宅
1,500万円	1,000万円

質の高い住宅	一般住宅
1,000万円	500万円

床面積要件
-------

50㎡以上

※合計所得金額が1,000万円以下の受贈者に限り、40㎡以上50㎡未満の住宅についても適用。

質の高い住宅 の要件
---------------

新築住宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>①断熱等性能等級5以上かつ一次エネルギー消費量等級6以上 ※令和5年末までに建築確認を受けた住宅又は令和6年6月30日までに建築された住宅は、断熱等性能等級4又は一次エネルギー消費量等級4以上</li> <li>②耐震等級2以上又は免震建築物</li> <li>③高齢者等配慮対策等級3以上</li> </ul>
既存住宅 増改築	<ul style="list-style-type: none"> <li>①断熱等性能等級4又は一次エネルギー消費量等級4以上</li> <li>②耐震等級2以上又は免震建築物</li> <li>③高齢者等配慮対策等級3以上</li> </ul>

その他：住宅ローン減税の被災者向け措置の借入限度額及び床面積要件の維持

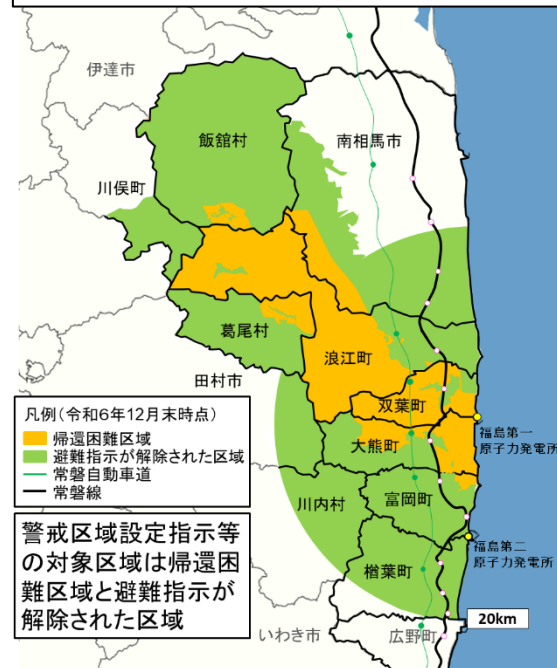
改正概要

○ 住宅ローン減税の被災者向け措置のうち、令和6年以降に変更が予定されている借入限度額及び床面積要件について、以下の通り維持する。

改正後の特例の内容

		控除率：一律0.9% <入居年>	2022(R4)年 2023(R5)年	2024(R6)年	2025(R7)年
借入限度額	新築住宅 買取再販	長期優良住宅・低炭素住宅 ZEH水準省エネ住宅 省エネ基準適合住宅	5,000万円	4,500万円 子育て世帯・ 若者夫婦世帯※ :5,000万円	4,500万円
		その他の住宅	5,000万円	0円 (2023年までに新築の建築確認：4,500万円)	
借入限度額	既存住宅	長期優良住宅・低炭素住宅 ZEH水準省エネ住宅 省エネ基準適合住宅	3,000万円		
		その他の住宅			
控除期間		新築住宅・買取再販	13年		
		既存住宅	10年		
所得要件			2,000万円		
床面積要件			50㎡ (新築の場合、2024(R6)年までに建築確認：40㎡(所得要件：1,000万円))		

令和7年1月1日以後は警戒区域設定指示等の対象区域※に被災住宅が存した場合に限る。  
※震災特例法第11条の7第3項



※子育て世帯・若者夫婦世帯：「19歳未満の子を有する世帯」又は「夫婦のいずれかが40歳未満の世帯」